

# 地域づくり総合交付金制度要綱（標準要綱）

北海道〇〇総合振興局長・振興局長

## 第1 趣旨

この要綱は、北海道地域振興条例（平成21年北海道条例第51号）に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、配当された予算の範囲内で、北海道〇〇総合振興局長・振興局長（以下「局長」という。）が次の各事業について交付金を交付する地域づくり総合交付金（以下「交付金」という。）に関し、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 1 地域づくり推進事業

地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等（第2で定める交付対象者をいう。次号において同じ。）が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。

### 2 特定課題対策事業

全道的な観点から対応する必要のある重点課題及び地域における懸案課題のうち、緊急的な解決を目的として市町村等が取り組む事業に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。

## 第2 交付対象者

交付金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。

なお、各事業区分のうち、地域づくり推進事業（一般事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業）及び特定課題対策事業における交付対象者の詳細は別に定める。

事業区分		交付対象者
1 地域づくり推進事業	(1) 一般事業	市町村、一部事務組合及び広域連合。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、複数の市町村で構成する協議会等及び局長が適当と認める者を対象とする。
	(2) 福祉振興・介護保険基盤整備事業	市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、一部事務組合及び広域連合
	(3) 地域産業基盤整備事業	ア 小規模土地改良事業 市町村、土地改良区、農業協同組合、局長が適当と認める者
		イ 小規模林道整備事業 市町村、森林組合
		ウ 小規模治山事業 市町村
		エ 船揚場整備事業 市町村 <i>※該当のない総合振興局・振興局は削除すること。</i>
	(4) エゾシカ緊急対策事業	市町村及びエゾシカ捕獲等を目的とした協議会等（市町村が構成員として含まれている協議会等に限る。）
	(5) 集落維持・活性化促進事業	市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等
	(6) 水資源保全推進事業	市町村
	(7) デジタルチャレンジ推進事業	市町村とI o Tのノウハウを持つ民間事業者等によるコンソーシアム
	(8) ゼロカーボン推進事業	市町村、複数の市町村で構成する協議会等及び地域脱炭素化を目的に市町村が出資

		もしくは構成員として参画する団体等
2 特定課題対策事業		市町村、一部事務組合及び広域連合。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、知事が適当と認める団体を対象とする。

### 第3 交付対象事業

各事業区分における交付金の交付対象となる事業は、別に定める。

### 第4 交付対象経費

交付金の交付の対象となる経費は、交付対象事業に要する経費とする。なお、各事業区分における交付対象経費の詳細は、別に定める。

### 第5 交付金の交付

- 1 交付金は、地域づくり推進事業及び特定課題対策事業の各事業区分単位で交付する。
- 2 地域づくり推進事業は、交付申請者の求めに応じ、複数の交付対象事業（局長が定める事業を除く。）を一括して交付金を交付することができる（交付申請者が市町村、一部事務組合又は広域連合の場合に限る。）。
- 3 複数市町村が連携する事業（総合振興局又は振興局の区域を越えて連携する事業を含む。第8において同じ。）については、代表する一の市町村に対し交付金を交付することができる。

### 第6 交付金の限度額、単位及び交付率

- 1 交付金の限度額、単位及び交付率は、次のとおりとする。

区分			交付金の額					
			上限額	下限額	単位	交付率		
(1) 地域づくり推進事業	ア 一般事業	(ア) ハード系事業	单一市町村	1億円	500万円	10万円 2分の1以内		
			一部事務組合、広域連合	2億円				
		(イ) ソフト系事業	单一市町村	500万円	50万円			
			一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円				
			局長が適当と認める者	300万円	10万円			
		イ 福祉振興・介護保険基盤整備事業	—	50万円	千円			
	ウ 地域産業基盤整備事業	(ア) 小規模土地改良事業	400万円	50万円	千円			
		(イ) 小規模林道整備事業	実施事業ごとに別に定める					
		(ウ) 小規模治山事業	—	500万円				
		(エ) 船揚場整備事業 <u>&lt;※該当のない総合振興局・振興局は削除すること。&gt;</u>	1,000万円	100万円				
	エ エゾシカ緊急対策事業	別に定める	1万円	1万円				
	オ (ア) 単一市町村	1億円						

集落維持・活性化促進事業	ハード系事業	一部事務組合、広域連合	2億円	50万円	10万円	
		单一市町村	500万円			
	(イ)ソフト系事業	一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円			
	カ 水資源保全推進事業		300万円	50万円	1万円	別に定める
	キ デジタルチャレンジ推進事業		1,000万円	100万円	千円	2分の1以内
	クゼロカーボン推進事業	(ア)ハード系事業	1,000万円	50万円	10万円	2分の1以内
		(イ)ソフト系事業	500万円			
	(2)特定課題対策事業	ア ハード系事業	单一市町村	1億円	1,000万円	2分の1以内
			一部事務組合、広域連合	2億円		
		イ ソフト系事業		2,000万円	500万円	

- 2 地域づくり推進事業において複数の交付対象事業を一括して交付する場合における前項の表の適用については、当該事業を構成する交付対象事業（以下「構成事業」という。）単位で行うものとする。
- 3 1の(1)のアの(イ)の局長が適当と認める者が実施する事業のうち、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、交付金の単位の規定を適用しないことができる。
- 4 その他各事業区分における交付金の限度額の詳細は、別に定める。

## 第7 交付金額の算定

交付金額の算定は、交付対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内とする。  
なお、各事業区分における交付金額の算定の詳細は、別に定める。

## 第8 事業計画等の提出及び交付の内示

交付金の交付を受けようとする者は、次のとおり、事業区分ごとに別に定める関係書類を総合振興局長又は振興局長に提出し、交付の内示を受けるものとする。

### 1 関係書類の提出

- (1) 交付金の交付を受けようとする者は、事業の効果が及ぶ地域を所管する総合振興局長又は振興局長に関係書類を提出するものとする。
- (2) 事業の効果が複数の総合振興局及び振興局が所管する地域に及ぶ場合は、当該地域を所管する総合振興局及び振興局のうち、一の総合振興局長又は振興局長に関係書類を提出することができる。

- (3) 複数市町村が連携する事業のうち、代表する一の市町村が交付申請する場合にあっては、当該市町村を所管する総合振興局長又は振興局長に関係書類を提出するものとする。
- (4) 次の事業については、事業実施地 ((2)に該当する場合は団体所在地) の市町村長を経由して提出するものとする(第9の交付申請について同じ。)
  - ア 第6の1の表の(1)のアの(i)のうち、局長が適当と認める者が実施する事業
  - イ 第6の1の表の(1)のウの(i)のうち、森林組合が実施する事業

## 2 事業審査、交付の内示

- 事業の審査、交付の内示については、次のとおりとする。  
なお、各事業区分における審査、内示の詳細は別に定める。
- (1) 地域づくり推進事業  
局長は、提出された関係書類の内容を審査の上、交付金の対象とする事業を採択し、交付金の交付を受けようとする者に対し、交付の内示を行うものとする。
  - (2) 特定課題対策事業
    - ア 局長は、交付金の交付を受けようとする者から提出のあった関係書類の写しを速やかに知事に送付するものとする。
    - イ 知事は、提出された関係書類の内容を審査の上、交付金の対象となる事業を内定し、速やかに局長に通知する。
    - ウ 局長は、イの通知を受けたときには、交付金の対象となる事業を採択し、交付金の交付を受けようとする者に対し、交付の内示を行うものとする。

## 第9 交付申請及び交付決定等

- 1 交付の内示を受けた者は、「北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（総合政策部）」(平成25年3月29日告示第10328-3号。以下「総政第〇号様式」という。) 第44号様式及び別に定める関係書類を局長に提出するものとする。
- 2 前項のほか、交付金の交付申請、交付決定等については、交付規則及び「道費単独補助事業等における消費税等仕入控除税額の取扱いについて」(平成27年5月29日付け局財指第125号出納局長、総務部長通達。以下「消費税相当額の取扱通達」という。) の定めるところによるものとする。

## 第10 交付の条件

交付金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について」(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達。以下「標準様式」という。) 第1号様式に定める交付の条件(ただし、「北海道知事」とあるのは「北海道〇〇総合振興局長・振興局長」と読み替えるものとする。)のほか、次の条件を付すものとする。

### 1 各事業区分における共通事項

- (1) 交付対象経費の額又は配分の変更を行うときは、局長の承認を受けなければならない。ただし、別に定める場合はこの限りではない。
- (2) 交付対象事業の内容を変更するときは、局長の承認を受けなければならない。ただし、別に定める場合はこの限りではない。
- (3) 交付金の配分変更については、交付対象経費(第6の2に規定する場合にあっては、各構成事業単位の交付対象経費をいう。)に交付率を乗じた交付金の額が第6の1の表に定める上限額及び下限額の範囲内の場合は局長の承認は不要とする。ただし、局長が特に必要と認める事業についてはこの限りではない。
- (4) 交付対象事業の実施により生じる財産については、別に定めるとおり取り扱わなければならない。

### 2 その他

前項のほか、各事業区分に付す交付条件については別に定める。

## 第11 事情変更等による手続

交付事業者は、第10の1の(1)本文及び(2)本文の規定に該当する場合には、総政第21号様式に関係書類を添付の上、局長に申請する。

## 第12 交付事業遂行状況報告

交付事業者は、地域づくり推進事業及び特定課題対策事業における交付規則第11条の規定による交付事業の遂行状況について、別に定めるところにより、局長に報告するものとする。

## 第13 実績報告

- 1 交付事業者は、交付事業が完了したとき(交付事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該事業の完了の日から30日以内(当該事業が第9の規定により交付金の交付申請をする日の30日以前に終了している場合は、当該申請と同時)又は翌年度の4月10日(一般事業

のうち新型コロナウイルス感染症対策事業にあっては、事業実施年度の3月15日）までのうち、いずれか早い日までに総政第52号様式の地域づくり総合交付金事業実績報告書に別に定める関係書類を添付の上、局長に提出するものとする。

- 2 前項のほか、交付金の実績報告については、交付規則及び消費税相当額の取扱通達の定めるところによるものとする。

#### 第14 その他

- 1 特定課題対策事業のうち胆振東部地震被災森林再生加速化事業に関する事項は、別に定める。
- 2 広域連携加速化事業に関する事項は別に定める。
- 3 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月 日から施行する。
- 2 平成24年度において「平成24年度〇〇総合振興局・振興局地域づくり総合交付金（地域再生加速事業）実施要綱」により採択された地域再生プロジェクトについては、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月 日から施行する。
- 2 廃止前の「〇〇総合振興局・振興局地域づくり総合交付金（地域再生加速事業）実施要綱」により採択された地域再生プロジェクトについては、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成27年8月 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年 月 日から施行し、平成30年1月1日から適用する。
- 2 平成30年12月31までの間に限り、次のとおりとする。

(1) 第2の表の1の(5)の後に次を加える。

(6) 北海道150年事業	市町村、一部事務組合、広域連合、複数の市町村で構成する協議会等及び局長が適当と認める者
---------------	---

(2) 第5の2の「交付申請者が市町村、一部事務組合又は広域連合の場合に限る。」の次に「北海道150年事業を除く。」を加える。

(3) 第6の1の表の(1)の才の後に次を加える。

力 北海道150年事業	300万円	10万円	10万円	
-------------	-------	------	------	--

(4) 第8の2の(1)の後に「なお、北海道150年事業については、局長は、北海道150年事業実行委員会の意見を参考に採択するものとする。」を加える。

#### 附 則

この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 月 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 月 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 月 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 月 日から施行する。